

地域公共交通活性化協議会等において協議が整っていることの証明書（案）

令和6年8月22日に開催された函館市地域公共交通協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和19年法律第59号）第6条に規定する協議会）において、下記事項に関し、協議が整ったことを証明する。

記

1. 協議が整っている運送区間又は運送区域

（デマンド型交通）

函館市西部地区（入舟町，船見町，弥生町，弁天町，大町，末広町，元町，青柳町，谷地頭町，住吉町，宝来町の計11町）のうち，別紙「運行区域図」に示す範囲

2. 協議が整っている運送しようとする旅客

一般旅客

3. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

区分	1乗車1人あたり（片道）
大人（中学生以上）	300円
小児（満1歳～小学生）※	150円
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方，同行する介護人1人まで	
乳児（満1歳未満）	無料

※大人とは中学生以上，小児とは満1歳から小学生まで。
未就学児は，同行者1人につき1人目まで無料。2人目から150円。

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

- (1) 適用期間・運行日 令和6年10月15日（火）～令和7年2月11日（火）
- (2) 運行時間 午前9時から午後4時30分まで
- (3) 運行事業者 函館第一交通株式会社
- (4) 運行の態様 道路運送法第21条による乗合運送許可（区域運行）

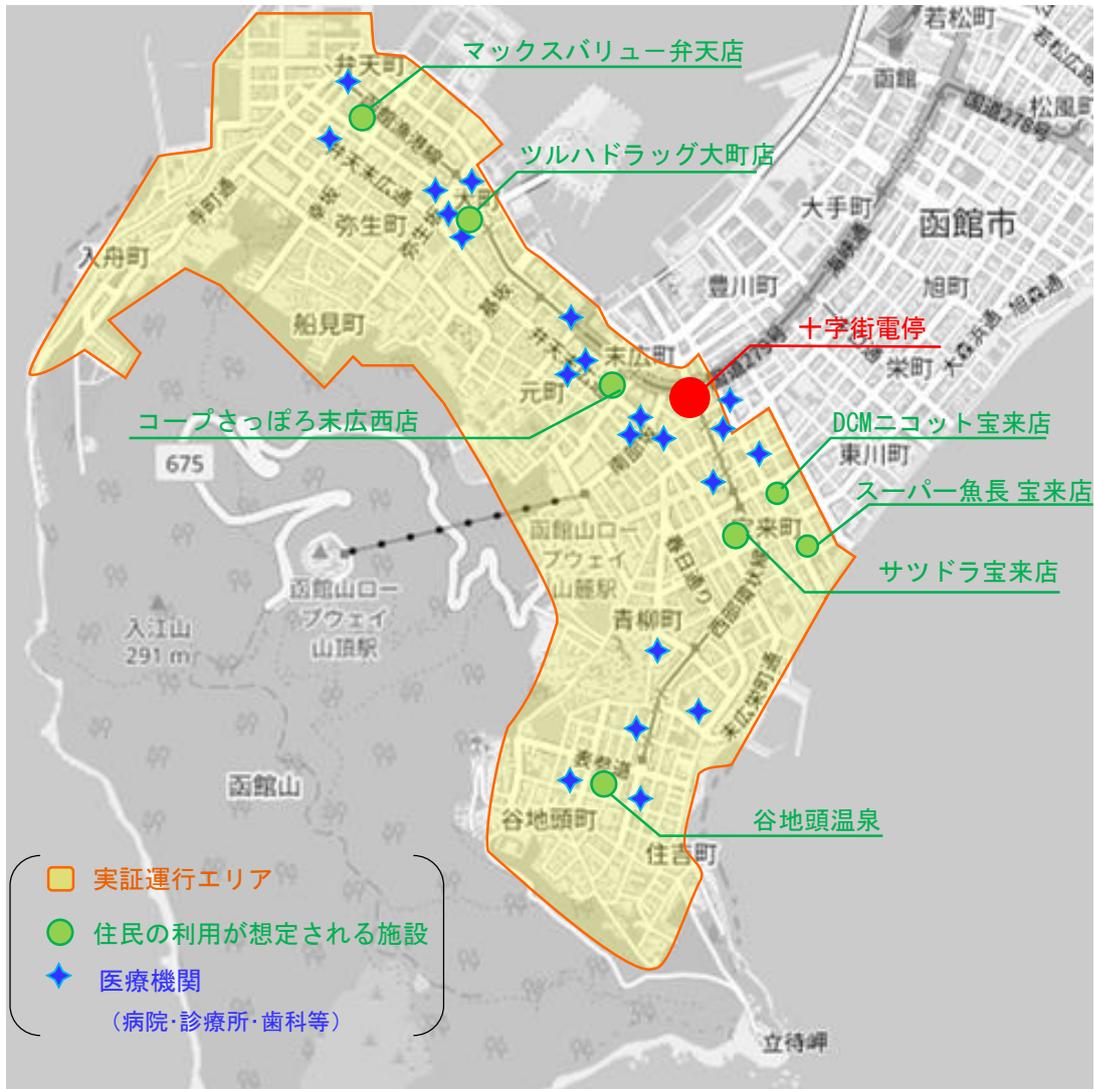
令和 6年 月 日

函館市地域公共交通協議会

会長 奥平 理

別紙 運行区域図

函館市西部地区（入舟町，船見町，弥生町，弁天町，大町，末広町，元町，青柳町，谷地頭町，住吉町，宝来町の計11町）の住宅地エリア



※函館山山頂，立待岬，緑の島，函館市国際水産・海洋総合研究センター等，住宅地から外れたエリアは対象外とする。